



全員手続

毎月の**授業料**や年間の**受講料**を支援する制度です。

手続

全員、申請手続が必要となります。申請方法等については、**入学決定後**にお知らせする予定です。
電子申請用のID等は、入学以降に別途、配付予定です。

対象者

〈次のいずれにも該当する者〉

- 広島県内の公立高校等に在学する生徒
- 保護者等全員の「課税標準額(課税所得額)×6%—市町村民税の調整控除の額」の合計額が**304,200円未満***

*年収の目安は4人家族で給与収入が約910万円未満となります。

ただし、次の方は対象となりませんので、申請手続を行う必要はありません。

①高等学校等を既に卒業したことがある生徒や3年(定時制課程・通信制課程は4年)を超えて在籍している生徒(以前に高等学校等に在籍した期間がある場合はその期間も含める。) ②科目履修生や聴講生

支給額

授業料(例:全日制で月額9,900円・年額118,800円)又は受講料に相当する額が国から県・市へ支給され、対象者の授業料等に充当されます。
これにより、生徒・保護者等の**授業料等の負担が実質0円**となります。

期限までに
申請されなかった場合は、
就学支援金が受けられない
ため、気をつけてください。

生徒



① ID等配付

② 電子申請

学校



④ 授業料等にあてる

(例)全日制課程:年額11万8,800円の就学支援金を授業料にあてます

県・市

③ 支援金を交付



Q & A

就学支援金の申請をするには、どうすればよいですか。

答え



入学時に**電子申請手続**を行う必要があります(手続の詳細は、入学決定後にご案内します。)

入学時の審査結果が卒業まで継続されるのですか?

答え



毎年度、最新の住民税情報等を基に所得基準を満たしているか**審査**を行います。
入学時に認定となった方でも、翌年度は認定とならない場合があります(逆に入学時に認定されていなくても、その後、認定となる場合もあります。)

就学支援金の対象とならない場合にはどうなりますか?

答え



授業料や受講料を**納期限までにお支払い**いただくことになります。
ただし、家計が急変した場合などには別途、授業料減免の制度もありますので、県教育委員会にお問合せください。

国からの就学支援金は生徒や保護者が受け取るのですか。

答え



生徒や保護者に代わって**県や市が受け取り、授業料等にあてます**。
なお、県立の通信制高校は一旦受講料をお支払いいただき、就学支援金を申請することで、後で受講料相当額の就学支援金を受け取ることができます。

世帯年収が約910万円を超えている場合は、手続は不要ですか。

答え



世帯年収の約910万円は、4人家族(両親・子供2人)の場合の目安です。被扶養者の人数や各種控除によって目安は変わりますので、年収だけで判断せず、**原則、申請手続を行ってください**。

就学支援金は、在学中はいつまでも支給されるのですか。

答え



支給期間には、上限があります。
在学期間を通算(過去に高校等に在学した期間も含む)して、全日制課程では36か月まで、定時制課程・通信制課程では48か月までが対象となります。
※中退して再入学した場合などは、最長24か月まで延長できる制度もあります。